

性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議（第3回）

議事概要

| | |
|-----|---|
| 日時 | 令和5年12月14日（木）11:00～12:00 |
| 場所 | 8号館5階共用C会議室 |
| 出席者 | 〔 〕は代理出席者 |
| 議長 | 内閣府政策統括官（政策調整担当） |
| 構成員 | 内閣官房副長官補付内閣審議官 |
| 同 | 総務省官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当）〔大臣官房企画課課長補佐〕 |
| 同 | 法務省人権擁護局長 |
| 同 | 外務省総合外交政策局長〔総合外交政策局人権人道課長〕 |
| 同 | 文部科学省総合教育政策局長〔大臣官房審議官（総合教育政策局担当）〕 |
| 同 | 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 〔政策立案総括審議官（統計、総合政策、政策評価担当）〕 |
| 同 | 国土交通省総合政策局長〔総合政策局次長〕 宝塚大学看護学部教授 日高庸晴 法務省民事局民事第一課長 |

（議事次第）

1. 有識者へのヒアリング
2. その他

（配布資料）

- ・資料1 日高庸晴氏資料
- ・資料2 法務省資料

（議事概要）

開会にあたり、議長より、本日の有識者ヒアリングは、関係府省における様々な取組や、今後の理解増進に関する基本計画等の策定にあたり、性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する情報共有を目的として行う旨の説明があった。

議長より、有識者ヒアリングを行う日高庸晴氏の紹介をした後、日高庸晴氏から、議題1について、資料1に基づき以下のとおり説明があった。

「LGBT」や「LGBTQ」といった表現が用いられている。赤から始まる6色の旗はレインボーフラッグと呼ばれており、このレインボーフラッグはサンフランシスコでデザインされて、LGBTの社会運動のシンボルとして世界中で使われている。このレインボーフラッグは一般にはあまり知られていないが、当事者の方にはよく知られているので、意味が分かる方には伝えることができるサインやメッセージにもなっている。

ライフネット生命保険の委託調査として、3年に1回大規模な調査を実施している。

2022年に実施した1万人規模の調査では、「1年以内に職場や学校でLGBTQ+について差別的な発言を見聞きしたことがある」という方は回答者全体で37.2%。10代では半数を超えていた。理解の増進が進むことで、こうした生涯経験が減少していくことが望ましいと思われる。

2019年のライフネット生命保険の委託調査では、LGBTの方の自身の性的指向やジェンダーアイデンティティについて、周囲との違いに気付いた年齢について尋ねた。全体での平均年齢は14歳であったが、恋愛感情など他者との関係性の中で気付いていく性的指向と、自分自身の性別に関する認識であるジェンダーアイデンティティに気付いた平均年齢に差が生じており、トランスジェンダーの方は自覚した年齢が早い傾向にある。

最初に気付いたときに相談したいと思ったかという点は、全体で4人に1人が誰かに相談しなかったという結果になっており、その中でも10代が最も高率であった。

2022年調査での「SNS等で差別的な発言を見聞きしたことがあるか」という質問については、1年以上前に見聞きしたことがある方は回答者全体で17.2%だが、1年以内は71.5%であり、様々な書き込みによって追いつめられてしまうことがある。SNS空間における啓発も課題だと思う。1年以内に見聞きしたことがあるかについて年齢階級別(10歳幅)にみると、10代は85.5%、20代は79.2%と高い。若者はSNSに接する時間が長いからこそ、差別的な発言や動画により多く触れてしまっている現状があることを認識しておく必要がある。

次に、初めて自身がLGBTQ+であると気付いたときに欲しかった情報について。自分と同じような「LGBTQ+の人がいるかどうか」という情報が欲しかったという回答が最も多い。「LGBTQ+の人に会える場所」を知りたいという声や、「LGBTQ+の人でお手本となる人の情報」として、ロールモデルの存在についての情報が欲しいという声もある。

学齢期に「特に用事がないのに保健室に行ったことがある」という回答者は、全体で24.2%、10代では32.9%であった。教室で居心地が悪い経験をしているという人もいるであろうし、保健室が校内での避難場所になっている可能性があるため、学校内での相談体制の強化はより一層必要ではないかと考えられる。

小・中・高等学校におけるいじめの被害経験は、欧米での調査結果と傾向が似ているが、2022年及び2019年の調査はいずれでも約6割と再現性のある結果となっている。2019年の調査では、そのうちの約8割はいじめに遭っていることを知っている人や目撃した人がいると回答しているが、かばってくれる人がいたかという質問では約4割まで少なくなる。いじめやかからかいがあったときに、その現場を目撃した児童生徒が「やめたほうがいい」と止めることが難しくても、信頼できる大人には教えて欲しいということを繰り返し言うていかなければならないだろう。当事者の児童生徒が安心してSOSを発信できるようにすることが重要である。その際、いじめ被害の本当の理由を伝えるためにはカミングアウトが必要となる場合もあり、SOSを発信するのが遅くなる場合もあると考えられる。信頼する大人に拒絶的な対応を取られると、更に心理的な負担が大きくなってしまいうということも十分に考えられる。

一点よい傾向があるのは、10代当事者のいじめ経験について、2019年調査では47.4%

であったが、2022年では38.8%と減少している。これがコロナ禍の影響で学校で過ごす時間が減少したことによるものなのか、他要因による影響なのか、今後の調査結果によって精査していくことが必要だ。現在の児童生徒のコミュニケーションの仕方が変わったのかもしれないし、学校の取組によりいい変化が起こっているのかもしれない。

不登校の経験率には年代差がある。上の世代は経験値が少ない。2019年調査では、10代の約3割が不登校を経験している。文部科学省が公表している令和4年度の不登校率は小中学校で3.2%と示されている。異なる調査であることから、長期欠席の定義などが同一ではないが、LGBTQ当事者の不登校経験率が明らかに高率であることが示唆されている。不登校の理由が必ずしも明確でない場合もあるであろうが、その背景に性的指向・ジェンダーアイデンティティのことがあるかもしれないということを考慮していかなければならないのではないかと思う。2022年の調査では、10代の約35%に不登校経験があった。不登校という縦割りの取組みの中に、LGBTという横串を入れてしっかりと見ていく必要がある。

自傷行為の経験についても、不登校と同様、年代差があり、年代が上がると経験率が減少するが、10代では4人に1人が経験している。10代は回答人数が少ないため、結果は慎重に捉えなければならないが、他集団に比較して高いと言えるのではないか。精神科の医師である松本俊彦先生らが、首都圏の男子中高生の自傷行為の経験は7.5%という数字を出しているため、それと比較して非常に高いと感じる。

2022年の調査では、学校で相談をしたことがあるかを聞いたところ、他の年代よりも10代が最も多く、約29%が相談したことがあると回答している。昔に比べて話題にしやすくなったということが影響しているかもしれないが、誰に相談したか聞くと、友人が多い。女性の友人が最も多く、次いで男性の友人、その次にはSNS等で知り合った人になる。SNS等で知り合った人への相談は、10代で42.5%となっており世代差があり、若者の価値観や行動様式の違いが言えるのではないか。「担任の先生」への相談は約22%、10代では約30%。養護教諭は全体で約12%であり、10代でも同様。スクールカウンセラーは17.4%であり、10代も同様。学校で全く相談できていないというわけではないという現状が示唆されている。今後経年変化を見ていく中で、相談できた割合が増えていくといいと思う。

自殺未遂についても少し言及したい。1999年にゲイ・バイセクシュアルの男性を対象に実施した調査では、カミングアウトした人数が増えるに従って、自殺リスクが高まるというデータが出ている。全く誰にもカミングアウトしていない人に比べて、6人以上にカミングアウトしている人は自殺未遂のリスクが3.2倍に跳ね上がっている。カミングアウトしたい相手は、仲のいい人や信頼関係のある人と推測され、だからこそ、分かってくれるのではないかと思ってカミングアウトすることもあると思われるが、そういった近い関係性の相手から予想だにしない反応をされてしまうことが、ダメージが強いということもあるのではないかと思われる。

約2,000人の若者男女を対象とした調査で、自殺未遂リスクを推定した。その結果、男性のみ様々な要因の影響を調整しても、性的指向と自殺未遂の関連が最も強くあり、異性愛の男性に比較してゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂リスクは約6倍高かった。こ

の調査では、女性の性的指向との関連は認められていない。

親との関係では、2019年調査の回答者全体で約27%がカミングアウトをしている。特に、トランスジェンダーは外見上の変化もあるため、言い出しやすいのか言わざるを得ないのか、他の属性よりもカミングアウト率が高いことが示されている。次にカミングアウト率が高いのはレズビアンであった。もう一つは地域差がある。都市部在住はカミングアウト率が高く、東京在住では約3人に1人がカミングアウトをしている。1999年に実施したゲイ・バイセクシュアル男性を対象にした調査では、当時の10代のカミングアウト率は約9%であったが、20年経過して3倍に増えている。一方で、10代での親へのカミングアウト率は、2019年調査から2022年調査で少し減少している。こうした変化は長期的に見ていく必要があるだろう。

カミングアウトについて、誰にも伝えていない人は、年齢が上がると増えている。10代では、親にも職場にもカミングアウトしている割合は約20%である。

職場でのカミングアウトにも明確な世代差があり、社会人8,690人に限定してみると、10代では約48%が職場でカミングアウトしている。職場の全員にカミングアウトしているわけではないと思うが、カミングアウトしている相手がいると捉えた方がよいだろう。雇用形態別の観点で見ると、常勤正規雇用の方が雇用が最も守られていると仮定すれば、常勤正規雇用の方が最もカミングアウトしているのではないかと仮説を立てたが、実際は低率であった。

カミングアウトをされる立場である親にとっては、もしかしたら自分の子がLGBTQのいずれかにあてはまるのではないかと気付いていたということもあれば、全く気付いていなかったということもある。カミングアウトされた際に、前もってLGBTQについての情報があることが役立つこともある。親も孤立するし、親だからこそ戸惑ってしまうことは十分に考えられる。親へのサポートとして、例えば当事者の親同士の交流の場も各地の取組であり、重要な機会と考えられる。

アウトティングの被害経験についても調査で尋ねている。自分の耳に入っていない、知らないところで陰口をたたかれているという経験は回答の数値に上がってこないため、実際にはもっと多いと考えられ、調査結果は過少見積もりと捉えた方がよいだろう。とりわけトランスジェンダーにおけるアウトティング被害経験割合が高い傾向にある。

誰にアウトティングされたか、と聞くと会社の同僚が約25%、会社の上司が約14%、友人が約50%となっている。アウトティングしている人にとっては、「噂話で、つい」という感覚かもしれないが、アウトティングによって相当追いつめられてしまう場合があるということを、啓発や理解増進を行う際には念頭に置く必要があるだろう。同時に、カミングアウトをされた側の感情や戸惑い、その気持ちを抱えきれないと感じる人もいるかもしれない。電話やLINE相談などは当事者のみならずその周辺の人の気持ちも受け止める受け皿になるのではないだろうか。

暴力や脅迫などの生涯経験割合について2022年調査で尋ねた。経験率や内容は属性による違いがある。いずれかの被害経験という形で括れば、約1万人のうち約3,600人が何らかの被害経験があった。その中で、家族・友人に相談したのが33.6%、警察が13.0%、

民間団体が 2.4%、弁護士が 3.1%。一方で、誰にも相談できていない人が 52.8%いる。

次に、相談に行った先での対応については、親身に話を聞いてもらえた割合は、弁護士、民間団体、警察の順に高い。警察に相談した方の中で被害届を受理されたと回答したのが 28%で、被害届が受理されなかったと回答したのは 7.5%だった。警察に行った人全員が被害届を出すつもりであった訳ではないだろうから、この割合の出し方は慎重に検討する必要がある。しかしながら、被害届は即時受理の原則がある中で、7.5%が受理されなかったと回答したのは高いのか低いのか。どのようなより良い対応が可能となるのか、考えるきっかけになればと思う。

相談した内容が信じてもらえなかった、被害そのものを疑われた、態度が嫌だったと感じた人もいる。相談した人の一部が差別的な発言を受けたと感じた場合もある。対応した側が LGBTQ+に関してよく分かっていなかったと感じた人もいる。被害があり困っている人が行き着く先である相談の場が二次被害の場にならないためにも、対人援助職をはじめとして理解増進を進めなければならない。

医療機関について、2019 年の調査では、体調が悪いときに性的指向やジェンダーアイデンティティを理由に医療機関に行くことを我慢したことがあると回答した割合は全体の約 8%。しかし、トランスジェンダーは圧倒的にその割合が高くなっている。

また、同性パートナーが家族として扱われるかについて、個人情報保護委員会と厚生労働省が示している「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」では、本人の申出があれば病状など説明する対象に扱われるとなっているが、申出をしても扱われていないケースもある。本人からの申出が難しいような場合には、推定的同意として家族から同意を得ていると聞かすが、同性パートナーの扱いをどうするかというのは、病院によって対応が異なっている。厚生労働省の「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン解説編」では、「法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人(親しい友人等)を含みますし、複数人存在することも考えられます」となっており、すべての市民を対象に書かれているものであろうし当然のことながら LGBT を除外するとは書いていない。このような重要なガイドラインがどれだけ現場の医師や看護師のみならず病院設置者に周知されているのか、といった点による検証も重要であり、更なる周知方法を検討することが急務である。

議題 2 について、法務省から、資料 2 に基づき、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律及び「生殖不能要件」を違憲と判断した最高裁決定の概要等について説明があった。

(以上)